

〈栗登一平〉4市町連携誘客促進事業業務委託  
企画提案募集 実施要領

本要領は、宮城県栗原市、宮城県登米市、岩手県一関市及び岩手県平泉町（以下「4市町」という。）が連携して実施する〈栗登一平〉4市町連携誘客促進事業業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

県際4市町においてはこれまで、世界遺産「平泉」を中心としたインバウンド誘客を目指し、周辺観光地の情報や魅力を最大限に情報発信していく取組を実施してきたが、新型コロナウイルス感染症により、海外はもとより国内からの観光需要も大幅に減少している状況にあることから、ウィズコロナ、アフターコロナの視点に立った新たな取り組みを展開する必要がある。

今回の事業では、4市町域内でNHK朝の連続テレビ小説の撮影が行われたことを契機に、域内に点在するドラマ、映画等のロケ地や題材地など中心に既存の観光コンテンツも取り入れた周遊ルートを造成し、コロナ禍で需要が高まっているマイクロツーリズムに狙いを定め、国内観光を中心とした観光客の回復と更なる誘客につなげることを目的とする。

## 2 業務内容

### 4市町連携による誘客促進事業

- (1) ロケ地等を中心とした4市町周遊ルートの設定
- (2) 各種ツールを活用した情報発信
- (3) 域内における来訪者の動向調査及び分析

※ 詳細は、「〈栗登一平〉4市町連携誘客促進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

## 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年2月28日

## 4 提案上限額（消費税及び地方税含む）

業務委託費 5,995,550円

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

※ 本業務は4市町が連携した一連の事業となるが、契約は各市町との契約締結になり、契約額は等分した額となるので注意すること。

## 5 参加資格

参加する者は、次のすべての要件を満たす者であること。ただし、下記(1)及び(3)において、4市町すべての入札参加資格を求めるものではない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (3) 各市町の入札参加有資格者にあつては、本件の公募から契約候補者を選定するまで

- の間に各市村の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 参加申込み時点において、4市町いずれかの入札参加資格を有している、若しくは、4市町いずれかに入札参加資格申請を完了していること。
- (5) 国税（法人税または所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う企業等でないこと。

## 6 スケジュール（予定を含みます）

内 容	期 日 等
①公募開始（実施要領等公表）	令和3年11月19日（金）
②質問提出期限	令和3年11月24日（水）正午必着
③質問回答期限	令和3年11月25日（木）
④参加申込書提出期限	令和3年11月26日（金）午後5時必着
⑤参加資格審査結果通知	令和3年11月30日（火）
⑥企画提案書提出期限	令和3年12月6日（月）正午必着
⑦プレゼンテーション審査会実施日	令和3年12月8日（水）
⑧審査結果通知	令和3年12月上旬
⑨契約締結	令和3年12月中旬

## 7 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限  
令和3年11月24日（水）正午必着
- (2) 質問書の提出方法  
任意様式に記入の上、ファックスまたは電子メールにより提出すること。電話等による質問の受付は行わない。  
ファックス：0228-22-1151 メールアドレス:kanko@kuriharacity.jp
- (3) 質問に対する回答  
質問者には電子メールで回答するほか、湯沢市ホームページに質問・回答内容を掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ電子メールにて回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。
- (4) 回答期限  
令和3年11月25日（木）

## 8 参加申込等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
- ① 参加申込書（様式1）
  - ② 会社概要（任意様式）  
会社名、代表者名、資本金、従業員数、業務実施分野・内容、年間売上高等を記載すること。同事項が記載されたパンフレットでも可とする
  - ③ 業務実績書（様式2）

観光誘客を目的とした地方公共団体の事業を受託した実績について記載し、契約書及び仕様書の写しを添付すること。

④ 業務実施体制（任意様式）

本業務に配置予定の担当者について、氏名、所属、役職及び分担業務を記載すること。

(2) 提出部数

原本1部 写し10部

(3) 提出期限

令和3年11月26日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

(5) 提出先

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号  
栗原市商工観光部田園観光課観光プロジェクト係

(6) 参加資格審査結果は、令和3年11月30日（火）に電子メール及び書面で通知する。

9 企画提案書の提出

企画提案書について、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書を表紙とし、①～③の順で原本1部、写し10部を提出すること。

① 企画提案書（任意様式）

② 業務工程表（任意様式）

③ 見積書（見積内訳書含む）（任意様式）

ア 見積書は、税別表示とすること。

イ 見積内訳書は、仕様書「4 委託業務の内容」に則して作成すること。また、人件費、旅費、需用費、役務費等の経費区分ごとに積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

(2) 企画提案書の記載に関する留意事項

① 様式規格は、A4規格とし概ね10枚以内（表紙・目次は含まない）で作成すること。

② 図、絵、写真等の使用は可とする。

③ 企画提案書の作成に当たっては、本要領及び別紙業務委託仕様書を熟読のこと。

(3) 提出期限

令和3年12月6日（月）正午必着

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

(5) 提出先

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号  
栗原市商工観光部田園観光課観光プロジェクト係

10 プレゼンテーション審査会

プレゼンテーションの内容は、企画提案書等に基づき、その内容を補完するものとする。なお、参加者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーション評価実施日

① 開催日 令和3年12月8日（水）

(詳しい日程及び内容は、8(6)の参加資格審査結果通知の際に通知する)

② 場 所 栗原市役所

(2) 説明資料

プレゼンテーションは、提出された参加申込書、企画提案書等（本要領8-1及び9-1参照）に基づいて行うものとする。プロジェクターの使用も可能だが、提出された企画提案書のポイントのまとめに使用するものとし、提案書にない提案を新たに盛り込み説明することは認めない。

(3) 機器

プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は、事前に連絡をすること。プロジェクター及びスクリーンは市側で用意するが、パソコン、接続ケーブル等その他必要な物は各自用意すること。

(4) 時間配分

1 提案者のプレゼンテーション時間は、説明20分、質疑応答10分とするが、提案者数に応じて変更する場合がある。

(5) 出席者

2名以内とする。

11 審査

審査は、4市町担当課の代表者等で構成する審査会において非公開で実施し、契約候補者を選定する。

(1) 審査基準

別紙「〈栗登一平〉4市町連携誘客促進事業業務委託企画提案募集審査要領」による。

(2) 審査の結果は、すべての参加者に対して書面により通知する。

(3) 選定されなかった者は、通知をした日から起算して5日（祝祭日含める）以内に、非選定理由について書面（任意様式）で説明を求めることができる。回答は書面により行う。

12 失格要件

(1) 参加資格を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 本実施要領等における諸条件に違反した場合

13 その他

(1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション等の参加に要した費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書、見積書等は返却しないものとする。

(4) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。

(5) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。

(6) 参加申込後に辞退をする場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。

(7) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、4市町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(8) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

14 問い合わせ先

本業務幹事市

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

栗原市商工観光部田園観光課観光プロジェクト係 担当：及川

TEL：0228-22-1151 FAX：0228-22-0315

E-mail:kanko@kuriharacity.jp